

令和 3 年度は評価替えの年です

固定資産税の土地・家屋は3年ごとに評価額の見直しを行っています。評価替えにあたり、固定資産税(土地・家屋)の評価のしくみなどについて紹介します。

評価のしくみ

固定資産税は、国で定めた固定資産評価基準に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況により評価します。

●土地の評価方法

町内を宅地・田・畑・畑・山林などの地目ごとに一定の区域に区分し、その地域ごとに標準地(広さや形状などが標準的な土地)を選定します。

この標準地の価格をもとに土地を評価します。

◎宅地の評価方法

不動産鑑定士による鑑定評価額を基準に標準地の価格を決定します。

①市街地宅地評価法区域

都市計画区域のうち用途地域内は、市街地宅地評価法で評価します。

※市街地宅地評価法

路線価方式といわれるものです。街路ごとに、その街路に沿接する

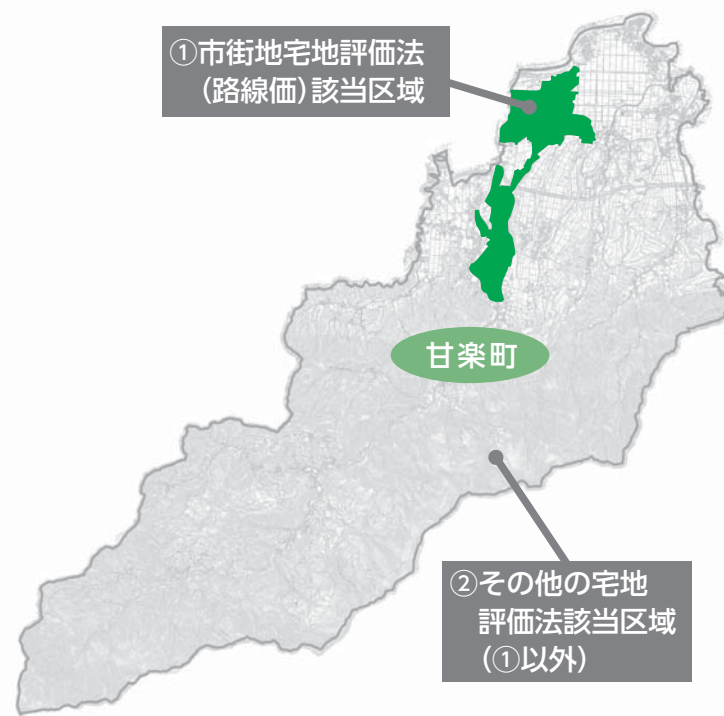
標準的な宅地の鑑定評価額などを算出して算出する1㎡あたりの価格を表す路線価を付設します。この路線価に基づいて評価基準に定められている画地計算法を適用し、各筆の評点数を求めて評価する方法です。

②その他の宅地評価法区域

①の区域以外の区域は、その他の宅地評価法で評価します。

※その他の宅地評価法

宅地が沿接する道路の状況、公共施設との距離、家屋の疎密度、宅地の利用状況などがおおむね類似していると思われる地区ごとに区分し、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地の鑑定評価額などに基づいて、評価基準に定められている画地計算法を適用し、各筆の評点数を求めて評価する方法です。



3年ごとに評価替え

3年間の資産価値の変動を価格に反映させます



◎農地・山林などの評価方法
売買実例価額などにより標準地の価格を求め、その価格をもとに評価します。

●家屋の評価方法

国で定めた固定資産評価基準に基づき、屋根・基礎・外壁・柱・内壁・天井・床などに分けて、各仕上げごとに点数を設け、再建築価格を計算します。この再建築価格に経年減点補正率を乗じたものが評価額となります。



評価額Ⅱ
再建築価格×経年減点補正率

※再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において、その場所に新築すると仮定した場合に必要なとされる建築費です。

※経年減点補正率とは、家屋建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価などを表したものです。

課税のしくみ

固定資産は、評価額をもとに税額が決定します。

税額Ⅱ
課税標準額×税率(1.4%)

※課税標準額とは、税額を算出する基礎となる価格のことです。家屋の場合は、原則として評価額がそのまま課税標準額となります。

お知らせ

届け出をお忘れなく

家屋を新築、増築などしたとき

登記所(前橋地方方法務局富岡支局)へ表示登記などをする事になります。登記していない場合は、所有者確認のため所有者が「家屋新築・増築・改築申出書」を町に提出してください。

家屋を取り壊したとき

登記所へ滅失登記をすることになっています。登記が遅れる場合や登記していない家屋(未登記家屋)を取り壊した場合は「家屋滅失申告書」を町に提出してください。この申告がないと、取り壊した家屋の分の固定資産税が課税されてしまう可能性があります。

登記していない家屋の所有者が変更になったとき

未登記家屋について、相続や売買などがあり所有者が変更になったときは、遺産分割協議書や売買契約書、印鑑登録証明書など、所有権の移転が分かる資料を添付した「未登記家屋異動申立書」を町に提出してください。

各種届出書は町ホームページからダウンロードできます↓



みんなので支える介護保険

介護保険のしくみを
知ろう！



介護保険制度は、住民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも健康やかに暮らせるよう、また介護が必要になっても安心して生活が送れるように社会全体で支えていくというしくみです。

●町の介護保険事業計画

町の介護保険事業は、平成12年に制度が始まって以来3年ごとに「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を定め、その計画に基づいて事業を行っています。今回、高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情を踏まえ、新たに令和3年度から5年度の3年間の計画を策定しましたので、主な概要についてお知らせします。



計画書は町ホームページに掲載しています↓



甘楽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画

基本理念

安心して いきいきと暮らせる まちづくり
- 共に支えあい みんなでつくる 福祉のまち -

◆計画の基本理念を実現するために次の4つの基本目標を設定します◆

基本目標1 自立支援・介護予防の推進



各種検診など高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、自らが積極的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

基本目標2 いきいきと暮らせる地域づくりの推進



いつまでも活動的で生きがいに満ちた社会生活を送れるように、さまざまな社会活動や就労の機会を促進し、地域づくりの担い手として活躍できるよう支援します。

基本目標3 地域の中で自分らしい生活を継続するしくみづくり



可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活をするために地域包括支援センターを中心として、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケア体制をより充実させます。

基本目標4 介護保険制度の円滑な運営



介護需要の増加や多様なニーズに対応し、家族の介護負担の軽減を図るとともに、高齢者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を目的とした介護サービスの整備を図ります。

介護保険料が変わります

介護保険料は、介護保険事業計画において見直すしくみになっています。みんなで制度を支え合うための大切な財源です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

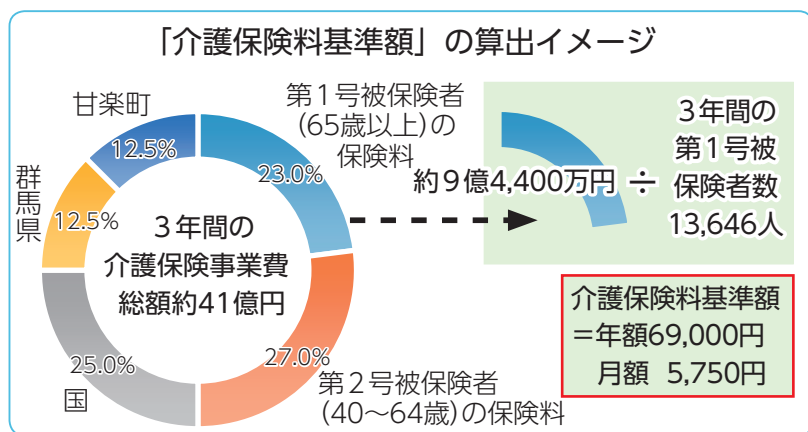
●事業費総額約41億円へ

高齢者人口の増加や介護サービス利用の見込み量の増加、介護報酬の改定などを踏まえ、第8期計画の3年間における事業費を推計しました。前回7期計画では、約35億円とした事業費を、第8期計画では約41億円と見込んでいます。

●新しい介護保険料の決定

介護保険料は、介護保険事業費の23%相当分を町の65歳以上（第1号被保険者）の人の保険料でまかなうように計算しています。

第1号被保険者の保険料に介護保険事業特別会計の預金である基金を充当することで保険料基準額の抑制に努め、基準額を年額69,000円としました。この基準額を基に所得に応じた段階ごとの保険料を定めています。



なお、第1から第3段階の人については、保険料の一部を国・県・町が負担する軽減措置を実施します。

●通知について
個人ごとに算定された今年度の保険料については7月中旬に発送する予定です。

令和3年度～令和5年度の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料(年額)	
第1段階	生活保護を受けている人、本人および世帯全員が町民税非課税で、本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	0.3	20,700	
第2段階	本人が町民税非課税 世帯全員が町民税非課税	本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	0.5	34,500
第3段階		本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円を超える人	0.7	48,300
第4段階		本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	0.9	62,100
第5段階	本人が町民税課税 世帯に町民税課税者がいる	本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超える人	1.0	(基準額) 69,000
第6段階		本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	82,800
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	89,700
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	103,500
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上の人	1.7	117,300

※前年の所得をもとに算定します。

また、年度途中でも所得の更正などにより、保険料が増減することがあります。